

消防の動き



2015
12
No.536

● 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに
対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定
に関する基準を定める省令の一部を改正する
省令の概要



消 防 庁
Fire and Disaster Management Agency



対象火気設備等の位置、構造及び—— 5 管理並びに対象火気器具等の取扱いに 関する条例の制定に関する基準を定める 省令の一部を改正する省令の概要

平成 27 年 12 月号 No.536

巻頭言 就任にあたって (国民保護・防災部長 横田 真二)

巻頭言 地方創生と消防 (消防大学校長 木幡 浩)

Report

11月5日「津波防災の日」における消防庁図上訓練の実施概要 7

Topics

第21回全国女性消防団員活性化佐賀大会の開催 9

チリ共和国での都市救急救助研修における技術支援 10

ネパール地震災害における国際緊急援助隊救助チームの派遣に対する 12

外務大臣感謝状授与式及び天皇・皇后両陛下御接見

平成27年度消防設備関係功労者等表彰式の開催 13

平成27年秋の消防関係叙勲及び褒章伝達式の挙行 14

緊急消防援助隊情報

平成27年度地域ブロック合同訓練の実施結果 16

先進事例紹介

スマートフォンを活用した災害応急活動支援システム「多助」の活用について 20

(愛媛県 松山市消防団)

インドネシア・バリクパパン市における泥炭・森林火災の消火技術普及モデル事業 22

(福岡県 北九州市消防局)

消防通信～望楼

坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部 (埼玉県) / 奈良県広域消防組合消防本部 (奈良県) / 24

札幌市消防局 (北海道) / 秋田市消防本部 (秋田県)

消防大学校だより

平成28年度消防大学校教育訓練計画の策定 25

報道発表

最近の報道発表 (平成27年10月27日～平成27年11月25日) 27

通知等

最近の通知 (平成27年10月27日～平成27年11月25日) 28

広報テーマ (12月・1月分) 28

お知らせ

消防自動車や救急自動車の緊急通行に対するご理解とご協力をお願いします 29

セルフスタンドにおける安全な給油について 30

雪害に対する備え 31

地震発生時の出火防止 32

石油ストーブなどの安全な取扱いについて 33



■ 表紙
本号掲載記事より

就任にあたって



国民保護・防災部長 **横田 真二**

7月末に消防庁国民保護・防災部長に就任した横田真二です。よろしくお願いたします。

私はこれまで消防庁に勤務した経験が2度あり、3度目の勤務となります。1度目は平成5年11月から平成7年の3月まで、当時の救急救助課の消防・防災ヘリコプター担当の課長補佐でした。

その間で忘れられないのは、平成7年1月に発生した阪神淡路大震災です。

1月17日の朝、テレビ画面の神戸市の様子が驚き、急いで登庁した私は、すぐに活動服に着替え、その日が初就任の日であった新消防庁長官とともにヘリコプターに乗り、現地に飛び立ちました。

上空から見た被災地の様子が驚愕したのはもちろんですが、未だに記憶に鮮明に残っているのは、向かう途中給油のために着陸した大阪空港で神戸の方角にある山の向こうからもくもくと黒い大きな煙が立ち上っている光景でした。

このときの教訓を元に大きく消防防災体制が充実していきました。担当した消防・防災ヘリコプターの導入もそうでした。それまであまり導入に積極的でなかった都道府県も、これを契機に次第に全国に導入され、配備されるようになりました。

緊急消防援助隊の制度もでき、消防・防災ヘリコプターもその航空部隊として今や76機を数えるようになりました。そのうち消防庁のヘリも5機導入されました。震災前の全国の消防防災ヘリは全体で約40機程度でしたから、当時から見ると、隔世の感があります。

2度目は平成22年4月から平成26年6月までの4年3か月で、防災課、消防・救急課、消防庁総務課と3つの課で勤務しました。

その間、多くの消防職・団員の皆様に大変お世話になりました。心から感謝申し上げます。

この4年3か月の勤務の間では、東日本大震災がありました。想像を超えた非常な大災害への対応に、不眠不休で対応を行った日々が脳裏に浮かびます。多くの尊い人命が失われ、また消防関係では多くの消防職・団員が犠牲となりました。

この東日本大震災を受けて、その教訓から消防防災の分野で様々な検討が行われ、消防職・団員の安全の確保方策や、津波風水害や長期活動、また石油コンビナート災害に対応する新しい車両等の導入、そして将来起こりうる大地震に備えた緊急消防援助隊の増隊など、多くのことが整備されました。

さらに、地域の防災力の充実の重要性から、平成25年11月に議員立法で成立した「消防団を中核とする地域防災力の充実強化に関する法律」は、まさに画期的なものでありました。

この法律を受け、消防庁では、「消防団充実強化対策本部」を設置し、消防団の団員確保を始め、処遇の改善、装備訓練の充実、また自主防災組織の充実強化など様々な施策に取り組んでいるところです。

そしてこのたびが3度目、奇しくも阪神淡路大震災から20年がたとうとしています。申し上げたようにこの間、一貫して災害の教訓を生かし、消防防災制度等の充実強化が図られてきたところではありますが、このたび消防庁の国民保護・防災部長という職に任命され、いっそう身が引き締まる思いであります。

今後とも、日夜、住民の安心・安全のために職務に精励されておられます皆様方といっしょに、消防防災行政の発展のために全力を尽くしてきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

地方創生と消防



消防大学校長 木幡 浩

人口減少と超高齢化という大きな課題を前に、総合戦略の策定など地方創生の取組が加速しています。消防がその中心的な役割を担うことはまずないと思いますが、東日本大震災以降、「安心安全」は定住地域選択のますます重要な要素になってきました。「安心安全」の範囲は、災害対策に限らず、日常生活の幅広い面に及びますが、消防も地域の一員として、できる限り地方創生に貢献していきたいものです。

消防による貢献としては、常備消防のコア業務の充実強化による「安心安全」面での貢献があります。消防力の高度化・専門化を図りながら、規模やニーズに応じた一定水準以上の消防力を強化するとともに、高齢者に係る災害対応、観光客や外国人への対応などの工夫も必要でしょう。

もう一つは、消防団や自主防災組織などによる地域防災力の強化であり、また消防の機能を活用した他分野への協力も考えられます。地域の実情に応じた創意工夫が大きく影響する分野で、地域の取組次第で活動状況が大きく変わってきます。常備消防の強化手法とは異なる地域政策的なアプローチが必要であり、「個性的な」地方創生に貢献するとしたら、この分野が主になるのではないのでしょうか。

住民の年齢や性別・職業を踏まえた組織づくりで消防団や自主防災組織を強化する、地域の行事や交流の要素を取り入れ活動を活性化する、あるいは消防の機能を活用して子どもの安全確保や老人の徘徊対策に協力するなど、様々な工夫が考えられます。

3つの機能別分団を取り入れ機能に応じた消防活動の強化を図るとともに、16年間にわたって消防団主催で婚活の場を設け多数のカップルを誕生させているという茨城県龍ケ崎市の消防団は、地方創生への貢献のいい事例でしょう。また、阪神・淡路大震災における北淡町消防団のように、地域と幅広い関係を作っておくことが地域防災力の強化にもつながるのです。

地方創生に関するソフトな政策にも消防が強くなるためには、消防のプロであるとの意識に加え、地域の一員としてできる限り地域に貢献していくという意識が重要だと思います。そうした姿勢は、消防の存在感を一層高め、ひいては消防組織の強化にもつながっていくのではないのでしょうか。

また、消防でも女性の構成比が拡大し、女性の活躍が広がっていくことに大きな期待をしています。女性の感性と生活感覚が、地域のニーズにきめ細かに対応した政策展開を可能とし、コア的消防活動にも有益な影響を与えてくれるものと考えます。

女性消防吏員の比率は、平成27年4月で2.4%。これを10年間で5%に引き上げるべく消防庁から要請していますが、各消防本部では、自らの組織体質を改善強化し、住民サービスを充実させる重要な取組だとの意識で、主体的かつ積極的に取り組んでいただきたいものです。

われわれ消防大学でも、平成28年度には、5日間の女性専用コースを新設し、各学科等に5%の女性枠を設けることにより、女性吏員の研修機会を大幅に増大します。併せて、女性の活躍促進に関する消防幹部の意識改革の教育を充実するとともに、広い視野をもった消防幹部の育成にも取り組んでいきたいと考えています。

プロとしての能力を高めるとともに、幅広い視点から「安心安全」や地域づくりに携わり、地方創生にしっかり貢献する消防であることを期待しています。



対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の概要

予防課

1 はじめに

消防庁では、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」（平成14年総務省令第24号。以下「対象火気省令」という。）の施行後10年以上が経過し、ガスグリドル付こんろなど新たな設備及び器具が流通してきたことを踏まえ、平成26年度に「予防行政のあり方に関する検討会」の下に「対象火気設備等技術基準検討部会」を設置し、当該設備及び器具に係る離隔距離（可燃物等との間に設けるべき火災予防上安全な距離をいう。以下同じ。）について検討し、平成27年3月に報告書※を取りまとめたところです。

これを踏まえ、今般、対象火気省令の一部を改正し、あわせて「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の公布等について」（平成27年11月13日付け消防予第456号）を通知しましたので、その概要を解説します。

なお、火災予防条例（例）（昭和36年11月22日付け自消甲予発第73号）についても、対象火気省令の改正を踏まえた所要の改正を行っています。

※「対象火気設備等技術基準検討部会報告書」（消防庁ホームページ）

http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h26/kakisetubi_gijyutukijyun/index.html

2 対象火気省令の主な改正概要

(1) ガスグリドル付こんろ（図1）に係る離隔距離について、別表第1に追加するとともに、従前から同表において規定されているこんろ及びグリドル付こんろと同様の離隔距離とすることとしたこと（対象火気省令別表第1関係）。



図1 ガスグリドル付こんろ

ア 理由

近年、家庭用ガスこんろの下部に、ガスグリル（直火によって、主として放射熱で調理する機器（いわゆる魚焼き器））ではなく、ガスグリドル（直火で加熱したプレートによって、主として伝導熱で調理する機器。図2）を備えた機器が、市場に流通するようになったことを踏まえ、その安全性を検証した結果、従来から同表に定められていたガスグリル付こんろと比較し、火災危険性に差が認められなかったため。



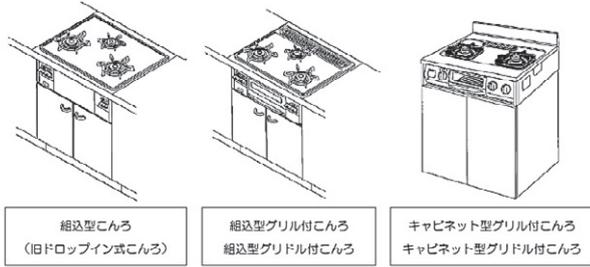
図2 ガスグリドル

イ その他

「JIS S 2103：2015」（家庭用ガス調理機器）の表記を参考に「ドロップイン式」という表現を「組込型」に改めるとともに、設備又は器具の形状（組込型・キャビネット型とこんろ・グリドル付こんろ・グリドル付こんろ）を整理した規定とした（図3）。



【厨房設備】



【調理用器具】

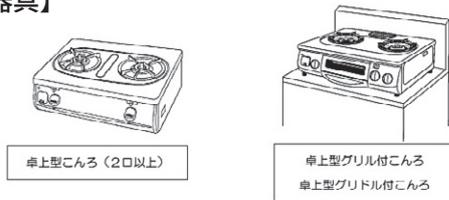


図3 各機器の形状(例)

※図は「JIS S 2103：2015」(家庭用ガス調理機器)から引用したもの

(2) 最大入力値が5.8kW、1口当たりの最大入力値が3.3kWである電磁誘導加熱式調理器及びその複合品(こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のものに限る。図4)に係る離隔距離について、別表第2に追加するとともに、従前から同表において規定されている電磁誘導加熱式調理器及びその複合品と同様の離隔距離とすることとしたこと(対象火気省令別表第2関係)。



図4 入力5.8kWの電磁誘導加熱式調理器(グリル複合品)

ア 理由

近年、入力値が5.8kWである電磁誘導加熱式調理器(グリル等の複合品も含む。以下同じ。)が多く流通するようになったことを踏まえ、その安全性を検証した結果、従来から同表に定められていた入力値が4.8kW以下の電磁誘導加熱式調理器と比較し、火災危険性に差が認められなかったため。また、1口当たりの入力値が3.3kWの機器についても同様

の結果であったため。

なお、本検証で安全性が確認されたものは、こんろ部分の全てが電磁誘導加熱式調理器であるため、当該機器に限って同表に追加した(図5)。

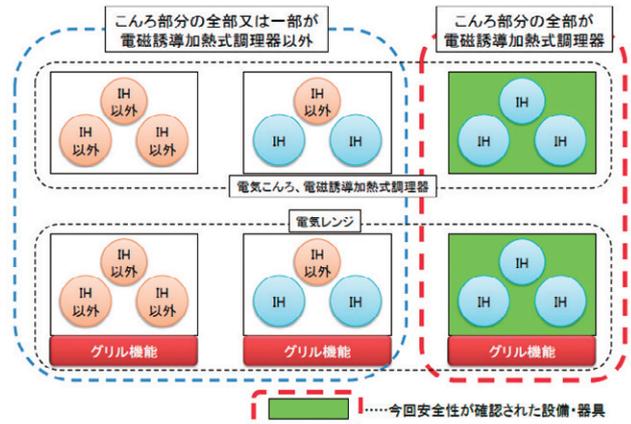


図5 電気調理用機器の種別

イ その他

離隔距離は、機器の種別にかかわらずこんろ部分の発熱体の種類に応じて規定していることから、電気こんろ・電気レンジ・電磁誘導加熱式調理器の各項目を「電気調理用機器」に統合した。

3 おわりに

設備及び器具に係る離隔距離については、対象火気省令及び火災予防条例(例)の別表に定める距離のほか、「対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準」(平成14年消防庁告示第1号。以下「告示基準」という。)により、個別に算出されている場合がありますが、今回の改正により新たに別表に追加された設備及び器具について、既に告示基準により得られた距離で消防長等が設置を認めている場合には、引き続き当該距離を適用することができます。

また、電気調理用機器については、設備及び器具のいずれにも別表の離隔距離を適用することができることに留意する必要があります。

なお、本改正の施行期日は、平成28年4月1日としています。

問合わせ先

消防庁予防課 齋藤 岡
TEL: 03-5253-7523

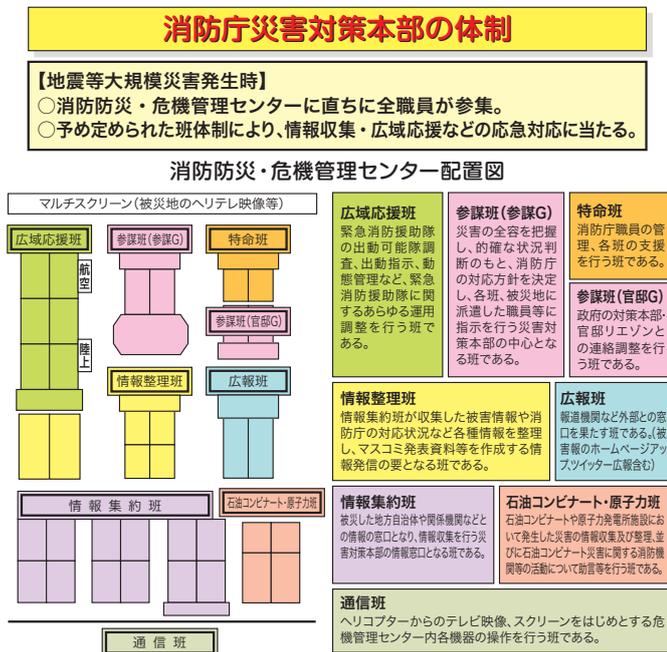
11月5日「津波防災の日」 における消防庁図上訓練 の実施概要

応急対策室

去る11月5日、消防庁長官以下、本庁全職員を対象とした「消防庁図上訓練」を消防防災・危機管理センターにおいて実施しました。

消防庁では、大規模地震等発生時には、消防庁長官を本部長とする消防庁災害対策本部を設置し、消防庁全職員によるFシフト（Full Shift）体制（[図1]参照）により本部運営を行っています。

【図1】



Fシフト体制では、職員は原則として、あらかじめ決められた班で活動を行い、参謀班を中心として災害の全容を把握し、的確な状況判断のもと、消防庁の対応方針を決定していきます。そのため、NTT回線が途絶した場合でも、消防防災無線を含むあらゆる通信手段を用いて被災都道府県・市町村や消防本部から情報収集をするとともに、直ちに官邸へ人員を派遣し他省庁とも連携し

ながら災害状況の把握に努めます。さらに、消防庁ヘリ等の映像情報のほか、必要に応じて被災地へ職員を派遣して直接被害状況等の実態把握を行います。こうして得た各種情報をもとに、緊急消防援助隊の出動要請・指示及びオペレーションをはじめとする、災害応急対策を進めています（[図2]参照）。

【図2】



1 訓練の概要

本訓練は、当初、前震として駿河湾を震源とする最大震度5強の地震が発生した想定で約20名の限られた職員で初動対応を行い、一定時間経過後、四国沖を震源とする最大震度7の本震（南海トラフ地震）が発生した想定でFシフト体制へ移行し災害対応しました。

訓練時間は13時00分から3時間とし、実時間と同時刻に発災したものと想定し、訓練を行いました。

【前震】

震源：駿河湾

規模：マグニチュード6.0 / 最大震度5強

【本震】

震源：四国沖（南海トラフ地震）

規模：マグニチュード9.1 / 最大震度7

2 訓練の目的

南海トラフ地震が発生した場合、中部地方・近畿地方及び四国・九州地方に被害が及ぶとされており、初動での災害の全容の把握は困難になると予測されます。

本訓練では、消防庁の災害対応方針を決定するため、広範囲に及ぶ被害の中で緊急度の高い被害情報の選別が

行えるか、またその情報を各班が共有し災害対応を行えるかということを目的としました。

また、緊急消防援助隊の活動状況等に関する情報は、関係機関及び国民の関心が高いことから、できる限り最新の情報を周知する必要があります。広域応援班と情報整理班を中心に、わかりやすい情報を、短時間で被害報に掲載する効率的な方法を構築することも目的としました。

これまでの訓練で課題とされてきた「参謀班を中心とした各班の連携強化」を念頭におきながら実災害における消防庁災害対策本部機能のさらなる充実強化を図りました。

3 訓練内容

消防庁図上訓練は、プレイヤーとコントローラーに分かれて行い、コントローラー側が都道府県、消防本部、官邸、報道機関などの関係者役になってプレイヤーに状況付与し、プレイヤーは次々と発生・変化する事態に対応するロールプレイング方式で実施しています。

なお、実災害に近い訓練にするため、職員に事前に訓練シナリオを知らせていません。

前述したとおり、今回は駿河湾を震源とする最大震度5強の地震と、四国沖を震源とする最大震度7の大規模な地震が発生したという想定で被害の状況（大規模住宅火災、建物倒壊による被害等）や官邸からの要求、報道機関等からの問い合わせといった実災害に即した状況がプレイヤーに付与されました。プレイヤーは付与された情報をもとに活動し、状況に応じて以下の内容について対応を行いました。

- (1) 限られた情報のもとの緊急消防援助隊出動の判断、応援部隊及び派遣先の決定、応援側・受援側の都道府県、消防機関及び関係省庁との連絡調整
- (2) 被害状況や緊急消防援助隊の派遣状況について、官邸への迅速な情報提供、被害報の作成等による国民への迅速な発表
- (3) 石油コンビナート被害等に係る都道府県、関係機関からの情報収集

4 実施結果

訓練目的の一つとした緊急度の高い被害情報の選別と共有については、被災地が広範囲で膨大な情報がある中、緊急度の高い情報を選別することの難しさが、あらため

て浮き彫りとなりました。フェーズに応じ、消防庁の対応方針決定等に必要情報が何であるか、参謀班から情報収集にあたる各班に対し、具体的な指示が必要となります。特に緊急消防援助隊の出動が予測される災害に際しては、出動先になり得る被災地・被災規模に係る確度の高い情報をできる限り早期に集約することが必要です。受身ではなく意識的かつ能動的に情報を取りに行く姿勢が必要であると再認識しました。

一方、課題としていた災害対策本部各班の情報の共有に関しては、各班長を集めて被害状況等や、緊急消防援助隊の活動状況等を伝える班長会議が開催するなど、適時、情報を共有し、対応方針等の意思統一を図ることができ、一定の成果を得ました。

もう一つの訓練目的である、緊急消防援助隊の活動状況等に関する情報の被害報への掲載の効率化については、訓練実施前に広域応援班でレイアウトを作成し、情報整理班とのデータの交換方法等の確認を行ったことで、最新の情報が、より短時間で被害報に反映されるようになりました。

5 訓練を終えて

今後は、訓練で得た教訓と課題を整理し、既定のマニュアルを改正し実災害対応に生かすとともに災害対策本部機能の強化に向けて次回以降の訓練でさらに課題を抽出し検証していくこととなります。

応急対策室では、職員のさらなる災害対応能力向上と各班の業務の連携強化のために、定期的に図上訓練を実施し、災害発生時の対応に万全を期することとします。



参謀班による被害状況の把握、方針の決定状況

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 応急対策室 小松
TEL: 03-5253-7527 (直通)

第21回全国女性消防団員活性化佐賀大会の開催

地域防災室

去る平成27年10月29日（木）、佐賀県佐賀市の「佐賀市文化会館」において全国女性消防団員活性化佐賀大会が開催されました。

この大会は、全国の女性消防団員が一堂に会し、日頃の活動やその成果をアピールするとともに、意見交換を通じて連携を深めることにより、女性消防団員の活動をより一層、活性化させることを目的として、平成6年に第1回大会を開催して以降、毎年各地で開催されています。

開会式では、高市総務大臣のビデオメッセージが上映され、「女性消防団員は地域防災力の中で重要な位置を占めている」とし、女性消防団員が地域社会や職場においてもリーダーとして活躍することへの期待と、地域の安心・安全を守るために尽力されていることに対する感謝の言葉が述べられました。

今大会では、全国各地から約2,000人の女性消防団員が集まり、様々な特色ある取組が披露されるなど、地域の垣根を越えた積極的な情報交流等が行われ、活気のある有意義な大会となりました。

1 開催日時及び場所

日時：平成27年10月29日（木）
10時00分～16時00分
場所：「佐賀市文化会館」

2 大会テーマ

「葉隠れの里 ようこそ佐賀へ 明日への創造
～地域・生命・未来を守る女性消防団～」

3 内容

(1) パネルディスカッション

「地域防災力強化と女性消防団の役割」

コーディネーター

(公財) 日本消防協会 秋本 敏文

パネリスト

室崎 益輝 氏（神戸大学名誉教授）

弘前市消防団（青森県）

田園調布消防団（東京都）

松江市消防団（島根県）

伊万里市消防団（佐賀県）

(2) 活動報告

「火災予防啓発劇」

北九州市小倉南消防団（福岡県）

「活動事例発表」

土浦市消防団（茨城県）

奈良市消防団（奈良県）

多久市消防団（佐賀県）

(3) 記念講演

講師：古賀 稔彦 氏（柔道家、佐賀県出身）

4 主催及び後援

〈主催〉消防庁、(公財) 日本消防協会、第21回全国女性消防団員活性化佐賀大会実行委員会（佐賀県、佐賀市、(公財) 佐賀県消防協会）

〈後援〉佐賀県市長会、佐賀県町村会、佐賀県消防長会、佐賀県女性防火防災クラブ連絡協議会



消防庁長官による主催者挨拶



高市総務大臣によるビデオメッセージ



パネルディスカッション



火災予防啓発劇



活動事例発表



古賀稔彦氏による記念講演

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部地域防災室 今西
TEL: 03-5253-7561

チリ共和国での都市救急救助研修における技術支援

参事官

1 はじめに

チリを拠点とした中南米及びカリブ諸国を対象とした都市救急救助研修は、昨年7月、安倍総理大臣がチリ訪問時に国際協力機構（JICA）とチリ共和国国際協力庁（AGCI）との間で、チリを拠点とした防災人材育成拠点化支援に関する協力覚書が締結され、本年3月「中南米防災人材育成拠点化支援プロジェクト」としての基本合意を経て、チリと日本が協同して中南米地域全体の防災の主流化を推進するため、防災に関する専門性の高い人材の育成や行政官の能力向上等を図るものであり、公共インフラの技術力強化や建築物の地震リスク管理など様々な防災分野の一つとして、救急救助に携わる行政官を対象に実施された研修です。なお、このプロジェクト（別名「KIZUNAプロジェクト」）は5年間の計画となっており、全体で約2,000名、そのうち都市型搜索救助員として180名の能力向上を目標としています。

この研修に総務省消防庁、東京消防庁からそれぞれ1名が派遣され、日本の救助体制、各種災害から得られた教訓や対策、高度救助資機材を活用した搜索救助手法などを紹介するとともに、研修内容の高度化や改善に向けた助言を行うため参加しましたので紹介します。

2 チリの消防体制

チリの消防体制は、国家消防庁（Junta Nacional de Bomberos）の下に消防団（Cuerpo de Bomberos）が全国に313存在し、その管轄下に1,112の消防署（Compania de Bomberos）があり、消防活動に従事する消防士約4万人は全てボランティアとなっています。研修の実施主体であるチリ国家消防アカデミー（ANB：Academia Nacional de Bomberos）は、消防士や民間企業の自衛消防隊等の教育機関として国家消防庁の直轄組織として設立され、中南米地域内でも充実したキャンパスと宿泊施設を備えた研修センターを運営しています。

ANB研修センターでは、火災、救助、NBC災害など15のシミュレーション訓練が行える施設を備え、基礎

教育のほか化学薬品の取扱いや都市型搜索救助（USAR：Urban Search and Rescue）など専門分野の教育も行われており、インストラクター有資格者のチリ消防士が指導にあたっています。



ANB研修センター



自衛消防隊訓練

3 都市救急救助研修

本研修は、10月19日～30日の2週間、中南米及びカリブ地域12カ国から応募のあった約100名のうち、救急救助の経験年数等を踏まえて選考された34名が参加し行われたもので、ANBが企画したUSAR技術を中心とする研修となっており、瓦礫下等に閉じ込められた要救助者の物理的搜索や搜索犬等を利用した搜索、ショアリングによる構造物の安定化やクリビングによる重量物の安定化、アメリカ体系によるロープレスキュー、土砂災害や溝での活動で崩落処置を施し救助するトレンチレス

キューなど、米国での技術やシステムを取り入れた訓練内容となっています。また、実地訓練のほか緊急時の総合指揮システムとして、人的・物的資源を効率的かつ効果的に管理するための現場指揮システム（ICS：Incident Command System）や国際標識とマーキング、USARチームのロジ管理に関する理論の実習なども採り入れられています。

チリでは、今年9月にもマグニチュード8.3の地震が発生していますが、日本と同様に地震や津波、火山噴火、大規模な土砂災害など自然災害の多発国であり、これまでの地震や津波被害等の教訓から、国を挙げてインフラ整備や早期警報システム等の構築が進められています。消防が行う救急救助分野においてもUSAR技術について米国テキサス州にあるTEEX（Texas Engineering Extension Service）での都市型捜索救助国際コース等に参加し、国内のUSARチームの育成・強化を図っています。また、国連参加の政府間ネットワークである国際捜索救助諮問グループ（INSARAG：International Search And Rescue Advisory Group）にも加盟し、国際的な格付けは有していませんが、国内での認証をINSARAGのガイドラインに基づき実施し、6チームをミディウム、8チームをライトに指定するなど、今後の国際的な災害派遣も視野に入れた組織強化に力を注いで

おり、こうした中南米地域における先進的な取組を反映した内容の研修となっています。

研修に参加した中南米及びカリブ諸国の消防士は、職業消防士、ボランティア消防士など様々であり女性消防士3名も含まれていました。カリブ諸国ではハリケーンによる洪水や土砂災害が多発しており、チリと自然災害の種別は異なりますがUSAR技術に興味を示し訓練参加していました。

4 技術支援まとめ

今回、この研修のほかチリ消防士を対象としたセミナーも開催され、日本の救助体制や国際救助活動の経験について紹介する機会を得ました。セミナー参加者からは、救助チームをいち早く派遣するための体制や捜索救助活動終了の判断、医療関係者との連携など様々な質問があり、日本の救助活動体制への関心の高さとボランティアとは思えないチリ消防士の前向きな姿勢を感じました。また、中南米及びカリブ諸国から研修に参加した消防士についても救助体制の成り立ちや救助技術、資機材に違いがある中で、高度な救助資機材の導入は困難であっても、過去の救助事案の経験から検証等に基づき築き上げられた日本の救助技術や形成プロセスに高い関心を寄せていました。研修全般を通してUSAR技術がメインとなっていましたが、安全管理面で不安を感じる場面もあり、今後は文化や考え方に違いはあるもののUSAR技術と併せて常に安全への高い意識、安全文化を融合したよりクオリティーの高い研修の実施が期待されます。



クリビング&リフティング



ショアリング



チリ消防士セミナー

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部 参事官付 新村
TEL: 03-5253-7507

ネパール地震災害における国際緊急援助隊救助チームの派遣に対する外務大臣感謝状授与式及び天皇・皇后両陛下御接見

参事官

平成27年4月に発生したネパール地震災害に派遣された国際消防救助隊員を含む国際緊急援助隊救助チームの各メンバーに対する外務大臣感謝状授与式及び天皇・皇后両陛下御接見の各行事が実施されましたのでご紹介します。

ネパール地震災害派遣隊員（17名） ※派遣時の所属・階級等

所属	階級等	氏名
消防庁	課長補佐	鳥枝 浩彰
東京消防庁	消防司令長	萩森 義男
東京消防庁	消防司令	野呂瀬 亮一
東京消防庁	消防司令	伊藤 聖悦
東京消防庁	消防司令補	寺田 秀明
東京消防庁	消防士長	渡邊 純一
東京消防庁	消防士長	前田 祥吾
さいたま市消防局	消防司令補	角田 実
さいたま市消防局	消防司令補	大島 豊
さいたま市消防局	消防士長	岩田 俊
浜松市消防局	消防司令	石塚 武
浜松市消防局	消防司令補	松尾 晋明
浜松市消防局	消防士長	濱井 健司
川越地区消防局	消防司令補	岩本 逸人
秋田市消防本部	消防司令補	吹谷 謙和
高崎市等広域消防局	消防司令補	平崎 良典
富山市消防局	消防司令補	吉田 昌司



総務省での外務大臣感謝状の伝達

2 天皇・皇后両陛下御接見

平成27年11月18日、皇居において、天皇・皇后両陛下の御接見が行われました。

当日は、天皇・皇后両陛下の御接見に出席する国際消防救助隊員11名が、佐々木消防庁長官を表敬訪問し、初めに佐々木消防庁長官から派遣に対する感謝の意が伝えられ、次に、鳥枝国際緊急援助隊救助チーム副団長から佐々木消防庁長官に対して現地での搜索救助活動等の説明がありました。さらに、派遣から間もなく半年が経過するにあたって、被災国に対する思い等について意見交換が行われました。

その後、皇居において、ネパール地震災害に派遣された国際緊急援助隊救助チームの他のメンバーとともに、佐々木消防庁長官列席のもと、天皇・皇后両陛下の御接見に出席しました。



佐々木消防庁長官を表敬訪問する国際消防救助隊員（天皇・皇后両陛下御接見前）

1 外務大臣感謝状授与式

平成27年11月5日、外務省において、ネパール地震災害に派遣された国際消防救助隊員17名を含む国際緊急援助隊救助チームの各メンバーに対する外務大臣感謝状授与式が行われました。授与式では、鳥枝国際緊急援助隊救助チーム副団長（国際消防救助隊総括官）が消防関係者を代表して外務大臣感謝状を受領しました。授与式後には総務省において、井上消防庁国民保護・防災部参事官から、派遣された各国際消防救助隊員に対して外務大臣感謝状が伝達されました。

問合わせ先

消防庁国民保護・防災部 参事官付
TEL: 03-5253-7507

平成27年度消防設備関係功労者等表彰式の開催

予防課

平成27年11月4日（水）に、東京都港区元赤坂の明治記念館において、「平成27年度消防設備関係功労者等表彰式」が挙行されました。

式典では、佐々木敦朗消防庁長官から表彰状が授与され、閉式後に記念写真の撮影が行われました。

各表彰の概要は以下のとおりです。



消防設備保守関係功労者表彰

消防設備保守関係功労者表彰は、消防用設備等の設置及び維持管理の適正化を通じて、消防行政の推進に寄与し、その功績が顕著であった方を表彰するものです。

【受賞者 30名】



消防機器開発普及功労者表彰

消防機器開発普及功労者表彰は、消防機器等の開発普及を通じて、消防行政の推進に寄与し、その功績が顕著であった方を表彰するものです。

【受賞者 27名】



優良消防用設備等表彰

優良消防用設備等表彰は、平成26年度末までに設置された消防用設備等又は特殊消防用設備等のうち、消防防災技術の高度化に資するもので、他の模範となる設備を表彰するものです。

【表彰対象 2件】



問い合わせ先

消防庁予防課 大坊
TEL: 03-5253-7523

平成27年秋の消防関係叙勲及び褒章伝達式の挙行

総務課

第25回危険業務従事者叙勲伝達式（11月9日（月）、日比谷公会堂）、平成27年秋の叙勲伝達式（11月11日（水）、ニッショーホール）、平成27年秋の褒章伝達式（11月13日（金）、スクワール麹町）を挙行いたしました。

勲章の受章者は、永年にわたり国民の生命、身体及び財産を火災等から防ぎよするとともに、消防力の強化、充実に尽力され、消防の発展及び社会公共の福祉の増進に寄与された消防関係の方々です。また、褒章の受章者は、消防防災活動及び消防関係業界の業務に精励し、消防の発展に大きく寄与された方々並びに自己の危険を顧みず人命救助に尽力した方々です。

それぞれの受章者数は、危険業務従事者叙勲638名、秋の叙勲574名及び秋の褒章94名です。

伝達式は、高市総務大臣の式辞（秋の叙勲は土屋総務副大臣代読）に始まり、代表受領、来賓祝辞に続き、受章者代表より地域住民の安全確保のため更に尽力するとの誓いの言葉を含めた謝辞が述べられました。

なお、消防関係者の叙勲・褒章の受章者数、代表受領をされた方々及び代表謝辞をされた方々は次のとおりです。

第25回危険業務従事者叙勲

瑞宝双光章	295名
瑞宝単光章	343名
合計	638名

代表受領者

瑞宝双光章	有賀 篤氏
瑞宝単光章	吉田 繁之氏
代表謝辞者	二瓶 澄夫氏



危険業務従事者叙勲伝達式の様子



危険業務従事者叙勲伝達式において式辞を述べる高市総務大臣



危険業務従事者叙勲伝達式において代表受領される有賀篤氏

平成27年秋の叙勲

瑞宝小綬章	18名
旭日双光章	3名
瑞宝双光章	44名
瑞宝単光章	509名
合計	574名

代表受領者

瑞宝小綬章	森方 功氏
旭日双光章	木沢 トモ子氏
瑞宝双光章	泉 孝友氏
瑞宝単光章	高木 康廣氏
代表謝辞者	飯田 正巳氏



秋の叙勲伝達式において
式辞を述べる土屋総務副大臣

平成27年秋の褒章

紅綬褒章	2名
黄綬褒章	6名
藍綬褒章	86名
合計	94名

代表受領者

紅綬褒章	中村 輝氏
黄綬褒章	橋爪 毅氏
藍綬褒章	芝岸 弘氏
代表謝辞者	石河 靖雄氏



秋の叙勲伝達式において
代表受領される森方功氏



秋の褒章伝達式において
代表受領される中村輝氏



秋の褒章伝達式において
代表謝辞を述べる石河靖雄氏

問合わせ先

消防庁総務課 木原
TEL: 03-5253-7521

緊急消防援助隊情報

平成27年度地域ブロック合同訓練の実施結果

広域応援室

近畿ブロック 京都府実行委員会

平成27年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練は、自然地形を活用するなど、より実践的な訓練を実施するため、京都府南部において会場を複数に分け、次のとおり実施しました。

1. 実施日

平成27年10月17日（土）～18日（日）

2. 実施場所

京都市、宇治市、城陽市、久御山町

3. 訓練想定

平成27年10月17日（土）9時00分、京都府南部を震源とする直下型地震が発生し、最大震度6強を観測した。

この地震により、府南部において甚大な被害が発生したため、緊急消防援助隊の応援を要請し、当該要請を受けた緊急消防援助隊は被災地へ進出、進出拠点にて指揮本部からの活動指示を受け、各災害現場において実践的な部隊運用訓練を実施した。

なお、訓練2日目は、近畿府県合同防災訓練、関西広域応援訓練及び京都府総合防災訓練を併せて実施した。

4. 図上訓練

府庁舎において消防応援活動調整本部の設置・運営訓練を実施し、消防庁、被災地の緊急消防援助隊指揮支援本部と連携を図るとともに、併設した京都府災害対策本部と情報共有を図るなど、連携した訓練を実施した。部隊参集・運用訓練とも連動させ、実践的な訓練を実施できたほか、消防庁、京都府及び緊急消防援助隊の間での具体的な連携について確認ができた。



消防応援活動調整本部運営訓練（京都府庁）

《今後の課題等》

- 重要情報については、口頭、ホワイトボード等に記載し、共有できていたが、準備していた地図の活用が不十分であり、積極的に活用すべきであった。
- 被災地が緊急消防援助隊を要請する判断基準を明確にしておく必要がある。
- 今回は、訓練コントローラーが他機関役を担ったが、今後は自衛隊、警察、DMAT等の関係機関が実際に参加、連携した図上訓練を定期的にも実施すべきである。

5. 実動訓練

(1) 部隊参集訓練

各府県大隊及び府内応援隊は、山城総合運動公園（宇治市）を進出拠点として部隊参集訓練を実施した。

動態情報システムを使用し、府庁で実施した図上訓練と連動した訓練とした。

《今後の課題等》

- 統合機動部隊の参集は、図上訓練と連携したブラインド型の訓練を実施できたが、府県大隊は、会場周辺の渋滞を考慮し、到着時間を指定することとなった。今後は府県大隊の参集訓練を含め、可能な限り実践的なブラインド型の訓練を検討する必要がある。

(2) 陸上部隊運用訓練

複数の災害現場を想定し、指揮支援部隊が府県大隊を各災害現場に割り振り、3つの会場で斜面崩落救出訓練・耐火建物座屈（層破壊）救出訓練・ビル倒壊救出訓練等計9種目の訓練を実施した。

2日目は、自衛隊、警察、DMAT等の関係機関と合同で訓練を行うことにより、関係機関相互の能力の理解を深めるとともに連携強化を図った。

《今後の課題等》

- 活動隊間で保有する資機材を把握し、同じ活動場所の隊間におけるさらなる連携があれば、より効果的な活動を行うことができたと思われる。
- 自然地形を活用し、実践的な訓練を実施できたが、ブラインド訓練のため訓練計画者の意図が反映できていない活動が一部であった。訓練進行、現示等のある程度コントロールし、訓練施設が効果的に活用できるよう調整することも考慮する必要がある。
- 各府県大隊の現地指揮本部、現地合同指揮所、他機



関の指揮本部がそれぞれ独立して設置され、情報の共有及び統一を図ることが難しい状況であった。

- 消防、警察、自衛隊及び医療等が情報を共有し、方針の統一を図るためには、これらの現地本部の運営について整理する必要がある。



斜面崩落救出訓練（陸上自衛隊長池演習場）



耐火建物座屈（層破壊）救出訓練（城陽山砂利採取地）



ビル倒壊救出訓練（府民スポーツ広場）

（3）航空部隊運用訓練

航空機（ヘリ）は延べ18機参加し、ホイスト救助や空中消火等を行った。京都府は防災航空隊を保有しておらず、また空港もないため、府庁に京都市消防局消防航空隊員が派遣され航空運用調整班を編制するとともに、ヘリベースとなる山城総合運動公園では陸上自衛隊管制気象隊の協力も得て、訓練空域の管制を行った。これまで京都府では航空運用に課題があったが、本訓練を通じて安全な航空部隊運用が実現し、今後に大いに活用できる訓練となった。

《今後の課題等》

- 府の災害対策本部内に設ける航空運用調整班について、迅速な災害情報収集、分析とこれに基づく航空小隊への活動指示など、具体的な機能強化を進める必要がある。



ヘリベース設置運営・航空部隊参集訓練（山城総合運動公園）

（4）後方支援活動訓練

後方支援は、府が指定する広域防災活動拠点である山城総合運動公園で行った。部隊展開に必要な面積等を把握するとともに、実運用の具体的なイメージを持つことができた。

《今後の課題等》

- 宿営エリアと炊事エリアを分けて実施したためスペースに余裕があったが、参集部隊数が増えればエリア分けは困難と想定され、今後、受援計画においては他施設の活用も検討していく必要がある。

6. おわりに

ブラインド型訓練としたことにより、今後の緊急消防援助隊の活動のあり方や、他機関との連携方法などにおいて、多くの反省点や課題材料を得ることができ、大変有意義な訓練となりました。

今後は、今回の訓練における成果や課題を踏まえ、緊急消防援助隊応援・受援計画の見直し等、さらなる体制の充実強化に努めてまいります。

また、開催地として訓練準備を進める中で、府内消防本部と京都府との間で、強力な顔の見える関係を構築できたことは、本訓練を通じて得られた大きな成果でした。

最後に、訓練開催に当たり、多大な御協力をいただいた近畿ブロック各府県や防災関係機関、さらには中核となり訓練計画段階から携わっていただいた京都市、宇治市、城陽市、久御山町及び乙訓消防組合をはじめ府内の各消防本部（局）の皆様にご心より感謝申し上げます。



中部ブロック 三重県実行委員会

平成27年度緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練は、三重県内の北勢地域で大規模な地震が発生した想定で、自然地形や立地環境の特性を踏まえ、「海拔ゼロメートル地帯」、「四日市コンビナート地帯」の災害特性に応じた訓練テーマを設定し、警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT等の防災関係機関との連携強化及び受援計画の実効性の検証を目的として、主会場を三重県桑名市長島運動公園とするほか、複数の分散会場において、次のとおり実施しました。

なお、本訓練については、三重県総合防災訓練と合同開催により実施しました。

1. 実施日

平成27年10月23日（金）～24日（土）

2. 実施場所

桑名市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市、菰野町、木曽岬町

3. 訓練想定

「養老－桑名－四日市断層帯」を震源とする内陸型地震が発生し、北勢地域の複数市町で最大震度7を観測した。この地震の発生により、家屋やビルの倒壊、土砂埋没事故等で多数の負傷者が発生したほか、市街地火災等により甚大な被害が発生した。

4. 図上訓練

(1) 応援等要請情報伝達訓練

本訓練では、地上系回線の途絶を想定し、地域衛星通信ネットワークを使用して実施するとともに、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱に基づく迅速な要請のため電話による連絡や災害即報等、実災害に即した訓練を実施した。

(2) 消防応援活動調整本部等設置・運営訓練

三重県庁に消防応援活動調整本部、北勢地域の各消防本部庁舎（桑名市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、菰野町）に指揮本部・指揮支援本部を設置し、実動訓練と一部連動する運営訓練を実施した。



消防応援活動調整本部設置運営訓練（三重県庁）

《今後の課題等》

- 県内消防相互応援隊及び緊急消防援助隊の応援先を決定するため、判断材料となる被害状況の収集、集約及び整理を消防応援活動調整本部で的確に実施する必要がある。

災害対策本部の方針、決定内容等を消防応援活動調整本部内で定期的にブリーフィングする等情報共有する必要がある。

5. 実動訓練

(1) 参集及び受入訓練

緊急消防援助隊及び県内消防相互応援隊並びに管轄消防本部は、受援計画に規定する離着陸場所又は数ヶ所の進出拠点において参集及び受入訓練を実施した。

出動途上及び被災地進出時等では、動態情報システム及び電話等を必ず活用するよう訓練計画で定め、先遣出動する統合機動部隊と後発する県大隊間での円滑な情報共有及び連携体制の強化を図った。

《今後の課題等》

- 統合機動部隊が県大隊に対して情報提供を行うことにより、県大隊が進出拠点に立ち寄らず救助活動拠点まで迅速に進出する等、実災害に即した参集が実施できた。

(2) 部隊運用訓練

訓練1日目は、複数会場での同時並行型訓練とし、実際の施設やコンビナート事業所等を活用し、臨場感のある実災害さながらの訓練を実施することができた。

訓練2日目は、被災地管轄消防本部に前日から継続して設置する指揮本部・指揮支援本部の活動と連動した、部隊運用訓練を主会場において実施した。主会場では、現地合同指揮所運営訓練（拠点機能形成車使用）のほか、複数の訓練において、県内消防相互応援隊、自衛隊、警察、DMAT、地元消防団等と連携した活動を行い、現地合同指揮所では各隊の編成・装備等を踏まえた各隊の訓練エリア間の転戦等、活動調整が行われた。また、本訓練では、参加する全ての消防防災



液状化冠水地区救出訓練（桑名市長島運動公園）



へりに動態管理システムを装備し、消防防災ヘリ全機の位置情報を把握した上で、航空運用調整を実施した。

《今後の課題等》

- 本訓練は中部ブロック構成県を中心に実施したが、基本計画上、当県に対する第一次出動県大隊は中部ブロック構成県中1県であり、実災害を想定すると重点推進事項で提示されたブロックを越えた県大隊の参加を考慮するべきであった。
- 統合機動部隊と被災地消防本部との連絡調整が一部できていない部分があった。混乱する被災地での活動調整を意識した訓練が必要であると感じた。
- 消防防災ヘリに装備する動態管理システムは、航空運用調整を行う上で有効であったが、他機関ヘリの動きも把握できれば更に有効であると感じた。また、タブレット等を使用して行うメッセージは、消防・防災無線が交信できない距離の場合であっても情報交換が可能で、非常に効果的な通信手段であると感じられた。
- 本訓練は、緊急消防援助隊の活動を広報する絶好の機会であったが会場が横に広がったため、参観場所の視認性を考慮するべきであった。

(3) 活動管理及び部隊調整訓練（作戦会議）

本訓練は、指揮支援・管理能力の向上を主眼に、被災地に参集した指揮支援隊が、予め指定していない翌日の災害現場（翌日訓練会場）の情報収集を、動態情報システム等を活用して行った後、指揮支援本部長が、各県大隊の編成・装備を考慮し、1日目の活動状況も踏まえて、翌日の部隊規模、活動場所及び活動方針等の調整を実施した。

《今後の課題等》

- 指揮支援隊が自ら収集した情報等を踏まえて作戦会議を実施することは、当ブロックでは初めての試みであったが、指揮支援本部長による部隊の投入先・規模等の判断、さらに各県大隊に対しての災害現場等の情報伝達も含めて非常に効果的であった。実災害に対応する指揮支援・管理能力の向上を図るためには今後も継続して同様の訓練を実施することが必要であると感じられた。
- 他の会場で活動し、作戦会議に参加していない県大隊への伝達方法としては、動態情報システムを活用することが非常に有効であると感じられた。



活動管理及び部隊調整訓練（桑名市消防本部）

(4) 後方支援活動訓練

後方支援活動訓練は、長島観光開発及び三重県消防学校において実施した。

《今後の課題等》

- 屋外における宿営も必要であるが、三重県消防学校会場では既存施設を活用した後方支援活動を実施した。今後は、冬季を想定した活用可能な既存施設の確保も必要であると感じられた。

6. おわりに

今回の訓練は、実践的なブラインド型訓練を基本とするなかで、現実的かつ実効性のある訓練を目指して計画しました。

今回、初めて試みたことも多数あり、訓練を実施する上で、今後取り入れるべき事項や、他機関との連携方法などにおいて、多くの反省点や課題材料を得ることができ、大変有意義であったと考えます。

また、県総合防災訓練と合同開催の効果により、多くの地域住民が参観する機会となり、緊急消防援助隊に対する理解を深めていただく上でも大変効果がありました。

最後に、今回の訓練開催にあたり、多大な御協力を賜りました参加各消防機関及び防災関係機関の皆様へ心より感謝を申し上げます。

問合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 広域応援室
TEL: 03-5253-7527（直通）

先進事例 紹介

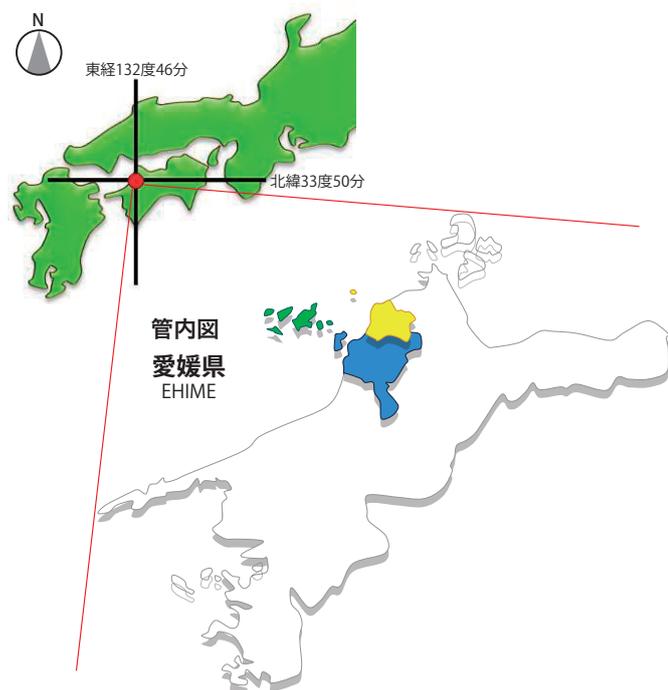
スマートフォンを活用した災害応急活動支援システム「多助」の活用について

愛媛県 松山市消防団

1 はじめに

松山市消防団は、全国的に減少の続く消防団員の確保を最優先事項として捉え、平成17年以降、基本団員の活動を補完する役割を持った機能別消防団員制度を全国で初めて採用し、現在、郵便局・大学生・事業所・島に暮らす女性といった4つの機能別消防団員が活動しています。また、平成24年度からは、消防団員になることに誇りを持ってもらえるよう、電車やバスなどで利用できるIC機能をもった消防団員証を作製し、これを市内の応援事業所で呈示することで、割引などの優遇サービスが受けられる消防団員応援事業、通称「まつやま だん団プロジェクト」を推進しているところです。

さらに、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が制定されたことを受け、これまで以上に地域ぐるみで連携を深め、総合的に地域防災力を充実・強化していく必要があると考え、消防団・自主防災組織・女性防火クラブ・防火連絡協議会の4つの防災関係団体を一元化する「松山市地域防災協議会」を平成27年5月15日に設立し、相互に情報交換や防災活動を行うことで地域防災力の更なる向上を目指しているところです。



2 導入の経緯

平成23年3月11日の「東日本大震災」では、消防団の消防無線やトランシーバーなどの情報伝達手段が十分でなかったことから、国では、平成23年度三次補正予算として「消防団安全対策設備整備費補助金」を創設し、トランシーバーやライフジャケットなど、消防団員の安全を確保するための装備充実が進められました。本市としてもこの補助制度を積極的に活用し、消防団員への情報伝達手段として400台を超えるトランシーバーを分団へ配備し、さらに有効な手段についても検討していました。

そうした中、平成24年12月に一般財団法人消防科学総合センター（以下「センター」という。）から、消防団員向けに開発を進めていた「スマートフォンを活用した双方向通信システム」に取り入れるべき事項についての要望調査依頼があり、本市では、このシステムが新たに機器を購入するものではなく、普及の進むスマートフォンのアプリケーションを活用するものであることから安価な経費で導入でき、また、消防無線等を補完する意味でも大規模災害時の情報伝達手段としては非常に有効なものであると考え、導入を検討する中で次の事項を要望しました。

- ① 消防団員への招集が的確かつ迅速に行えること。
- ② 消防団員から災害現場の画像情報伝達が行えること。
- ③ 緊急時に全消防団員に一斉通知ができること。
- ④ 音声による双方向通信が行えること。
- ⑤ すべての操作が容易に行えること。

また、平成25年9月には、センターに「災害時等の双方向情報伝達手段に関する検討委員会」が設置され、本市からも職員が委員として参加し、さらに、平成26年8月には「災害応援活動を支援する双方向通信システムの実用化に関する検討委員会」に参加するとともに、「多助」の試作版によるセンターからのデモンストレーションを受けたことをきっかけに、スマートフォンを含む一連の機器をセンターから借り受け、本市消防団で導入が可能かどうかを検証するための実証実験を行いました。

3 活用に向けて

実証実験を続ける中で、平成26年4月には、本市消防団員の持つスマートフォンでもアプリケーションの使用が可能となったことから、松山市総合防災訓練や本市文化財防御訓練などで検証を行い、その結果から得られた改善点をセンターへ要望し、アプリケーションの修正等が行われました。



本部PC受信状況



撮影者情報やコメントなどを同時に確認できる

写真も拡大できる

引続き、試験的に運用している最中の平成27年7月に、台風第11号が四国を縦断し、本市においても山間部を中心に土砂崩れなどの被害が発生したため、実災害での検証を行うべく、早速、山間部の消防団員に「多助」を使用して災害状況を対策本部に送るよう指示したところ、「多助」本部PCにおいて現場の画像と状況の説明が記された文字情報が瞬時に確認することができたほか、GPS機能による消防団員の活動位置情報や写真を撮影した場所が確認することができ、災害現場の状況に応じた応援部隊や資材の投入など、消防活動を行うために必要な本部の意思決定を行う上で、「多助」が非常に効果的であることが実証されました。



位置情報が同時に確認できる

4 多助の導入と今後

これらのことを踏まえ、平成27年9月26日にあらかじめ「多助」に登録する140名の消防団員を対象に、「多助」の機能や使用方法等についての全体説明会を開催し、本年11月から本格的な運用を開始したものです。

今後は、この「多助」を消防団の効果的な災害対応と安全確保のために活用するのはもちろんですが、常備消防隊や災害対策本部等での活用も視野に入れ、積極的に導入拡大を図っていきたいと考えています。



「多助」の使用状況

インドネシア・バリクパパン市における泥炭・森林火災の 消火技術普及モデル事業

福岡県 北九州市消防局

1 はじめに

近年、インドネシアでは大規模な泥炭・森林火災が頻発しており、貴重な生態系の喪失のみならず、表土流出や二酸化炭素の大量発生による地球温暖化への悪影響が懸念されています。泥炭・森林火災によるCO₂排出量は、日本の1年間の排出量とほぼ同じ量と言われており、周辺諸国への煙害、住民への呼吸器系の健康被害、視界不良による飛行航路への影響も出ている状況です。

北九州市は、これらの問題解決に向けた取り組みを、独立行政法人国際協力機構（JICA）の「草の根技術協力事業（地域経済活性化特別枠）」に提案しました。その結果、バリクパパン市をモデル地区とした「インドネシア・バリクパパン市における泥炭・森林火災の消火技術普及モデル事業」として採択され、北九州市が本事業に取り組むこととなりました。

バリクパパン市は、カリマンタン島の東に位置する人口約70万人の港湾都市で、天然資源・鉱物資源が豊富である一方、開発に伴う環境破壊が深刻な問題となっています。



カリマンタン島の地図

2 本事業の概要

本事業は、環境負荷の少ない石けん系消火剤を用いた消火技術の普及等を、モデル地区において展開します。

期間は、平成25年度から平成27年度までの3年間であり、協力対象機関は、バリクパパン市の地域開発計画局と消防局、環境局です。

実施団体は、公益財団法人北九州産業学術推進機構、

北九州市（消防局・環境局）、公立大学法人北九州市立大学、シャボン玉石けん（株）、（株）モリタホールディングス及び（有）と一くんの6団体であり、産・学・官の連携事業となっています。

3 本事業の目的

- (1) 住民への防火・防災意識の向上
- (2) 泥炭火災のメカニズムの把握
- (3) 有効な消火方法の検討
- (4) 少ない水量での消火方法の構築
- (5) 環境に配慮した消火剤による消火技術の普及

4 事業の実施内容

(1) 住民啓発

平成26年10月29日、バリクパパン市で、地域住民に対して防災コミュニティ研修を行いました。研修を通じて、地域住民の防火意識の高さを感じることができ、有意義な研修となりました。

(2) 燃焼実験

北九州市立大学は、シャボン玉石けん（株）と共同により、国内で現地の泥炭の代わりにピートモス（園芸用土壌改良材）を使用して模擬的に泥炭層の地質を再現し、燃焼状況の観察を行いました。

最終的に、バリクパパン市から西に約350km離れたパランカラヤ市にあるパランカラヤ大学の協力の下、現地の泥炭を実際に燃焼させ、泡消火等による実証実験を行いました。



燃焼実験の様子

(3) 消火剤の開発

北九州市立大学とシャボン玉石けん（株）は、インドネシアの河川や地下水の水質調査と泥炭層の土壌調査を実施しており、環境に配慮した最も効果的な石けん系消火剤の開発を行っています。

(4) 消火技術指導

平成27年8月3日から8月7日までの5日間、北九州市の消防職員7人がバリクパパン市へ派遣され、現地の消防局職員、植物園職員、環境局職員に対して消火技術の指導を行いました。

ア 安全管理研修

消防活動の根幹となる安全管理の研修は、その考え方や重要性、実際の活動要領の講義を行いました。

イ 規律訓練及びホース延長訓練

ホース延長訓練では、二重巻きと島田折りによるホース延長要領を指導しました。特に島田折りは簡単に延長できることから、現地の消防局職員も大変興味を示していました。

ウ CAFS操法

現地へ輸送した（株）モリタ製のユニットCAFS（可搬式）の取扱訓練では、メンテナンス方法に至るまで研修しましたが、関心が高く、現地の消防局が実災害での活用を示唆するなど、今後の継続的な運用が期待できるものとなりました。

エ SAFS操法

現地に配備されている、可搬動力ポンプを使用して消火剤を混合する方法として、ラインプロポーション方式の泡放水要領（SAFS：Simplified Air Foam Systemの略）を検討し、実際にその有効性について確認しました。この方法により、車両が乗り入れられない場所においても容易に持ち運べ、消火剤を混合した放水が可能となります。



CAFS操法の様子

5 終わりに

平成27年9月14日から9月17日までの4日間、消火実証実験のため、北九州市消防局から2人がパランカラヤ市に派遣されました。

当時、インドネシアは乾季で、パランカラヤ市では既に泥炭・森林火災が広域に発生しており、煙害が酷いという情報を得ていましたが、実際にパランカラヤ空港に降り立ち、その状況を目の当たりにした時は、驚きを隠せませんでした。

辺り一面に煙が立ち込み視界が悪く、健康被害の発生も容易に想像できる状況でした。インドネシアが抱える環境問題は、CO₂の大量排出を抑制するという観点から国際的にも早急に解決すべき課題であることを実感しました。

この事業の取り組みが一時的な支援とならずインドネシア全体へ広まり、提供した資器材が有効に使われ、泥炭・森林火災による被害の減少に繋がり、さらに住民の防火意識が高まり、火災の発生が抑制されることを願っています。



パランカラヤ市の火災状況



パランカラヤ市の煙害状況

平成27年度火災調査研修を実施

坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部

坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部では、平成27年11月10日（火）に消防本部3階会議室において平成27年度火災調査研修を実施しました。

この研修は、近年増加する製品火災事故事例について、火災調査技術のさらなる向上を目的とし、独立行政法人製品評価技術基盤機構（通称NITEーナイトー）から講師を招き行いました。

研修には当消防組合の職員87名が参加し、製品火災事故の事例について研修を行い、火災原因調査への意識の向上及び知識の涵養を図りました。



児童防火ポスターで火災予防！

奈良県広域消防組合消防本部

高田消防署では、防火意識の高揚を図ることを目的に管内の小学校4年生を対象として防火ポスターを募集したところ、269点の応募があり、審査の結果、最優秀賞をはじめ各賞が決定しました。すべての応募作品は秋季火災予防運動週間中、高田消防署管内の一般市民に広く公開できる場所へ展示し、火災予防啓発を行いました。



消防通信 望楼 ぼうろう

「幼年・少年消防クラブ結成30周年記念式典」を挙行了しました

札幌市消防局

札幌市内の幼年・少年消防クラブが、昭和60年の結成から30周年を迎えたことから、平成27年10月10日（土）、札幌市東区の「つどーむ」において、約1,300名の参加を得て、記念式典を挙行了しました。北村実行委員会委員長のあいさつ、町田札幌市副市長、東田北海道消防協会会長の祝辞を受け、幼年消防クラブ員の踊りや少年消防クラブの訓練成果などが披露され、最後には、仙台市少年消防クラブと映像を介したエール交換を行い、安全・安心なまちづくりに向け、誓いの言葉を宣言しました。



「第1回秋田県消防救助研究会」を開催

秋田市消防本部

秋田県内13消防本部から約320名が参加し、平成27年11月19日（木）に秋田市において第1回秋田県消防救助研究会が開催されました。

講師に総務省消防庁消防大学の染葉助教授を招き、基調講演として「救助対策」を聴講しました。

また、国際消防救助隊員によるネパール共和国での「国際緊急援助隊活動報告」、消防救助隊員からの「事例研究報告」が行われました。最後の研究討議では、建設的で活発な議論が展開されました。

来年度以降も、県内外から講師を招き県内消防本部で情報共有を密にし、秋田県全体の消防救助技術の向上を目指します。



消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



消防大学校だより



平成28年度 消防大学校教育訓練計画の策定

消防大学校では、消防行政の実態に即応した教育内容等の見直しを逐次行い、教育の充実強化に努めています。

平成28年度の教育訓練計画についても、最近の消防業務の実状を踏まえ、教育訓練内容の更なる充実等を図るため、以下の点についての見直しを行いました。

1 女性消防吏員の研修機会の拡大

「消防本部における女性職員の更なる活躍に向けた検討会報告書」及び「消防本部における女性消防吏員の更なる活躍に向けた取組の推進について」（平成27年7月29日付け消防消第149号消防庁次長通知）において、ポジティブ・アクションとしての研修機会の拡大が示されたことを踏まえ、女性活躍推進を図るため、次のとおり研修機会を拡大させます。

(1) 女性消防吏員枠の設定

入校生に占める女性吏員比率を増加させることを目標として、各学科の定員の5%を女性消防吏員枠として設定し、優先的に女性の入校を推進します。

(2) 女性消防吏員のための実務講習の新設

消防司令補又は消防士長の女性吏員を対象として、女性消防吏員のキャリア形成の支援を目的とした実務講習（5日間）を新設します。

(3) 女性活躍推進のための幹部への意識改革

消防長をはじめとした幹部に対して、女性活躍推進に係る意識の改革・熟成等を目的とした講義を実施します。

【幹部科、上級幹部科、新任消防長・学校長科】

2 大規模イベント開催に向けたNBCコースの教育内容の充実

国際的な大規模イベント（ラグビーワールドカップ2019、2020年オリンピック・パラリンピック競技大会等）の開催にあたり、「大規模イベント開催時の危機管理等における消防機関のあり方に関する研究結果」（平成27年3月）において、消防のNBC災害の専門救助部隊養成の必要性が示されたことを踏まえ、平成28年度からオリンピック開催年度の平成32年度まで、NBC災害対応力の強化を図るため、NBCコースの教育日数を10日間から15日間に増やし、教育内容を充実させます。

なお、本教育訓練計画の実施に係る平成28年度教育訓練計画実施要領の通知及び入校希望調査の実施については、平成27年12月を予定しています。

消防大学校における女性消防吏員の研修機会の拡大



消防大学校では、「消防本部における女性消防吏員の更なる活躍に向けた取組の推進について」（消防庁次長通知）の方針を踏まえ、平成28年度より、女性消防吏員の研修機会を拡大させるとともに、消防長をはじめとした幹部職員の意識改革に取り組みます。

女性専用コースの新設

女性消防吏員（消防司令補、消防士長）を対象として、キャリア形成の一助となるよう、5日間の実務講習を開催します。（平成28年度は12月中旬、定員48名）

女性枠の設定

女性消防吏員の入校を推進するため、優先的な入校を可能とする女性消防吏員枠（定員の5%）を各学科に設定します。

女性吏員用の受入れ施設の整備

女性の受入れに必要な共同施設が不足しているため、風呂、洗面施設、更衣室など共同利便施設を建設中です（平成28年3月完成予定）。

女性活躍推進のための幹部への意識改革

消防長をはじめとした幹部に対して、女性活躍促進に係る意識の改革・熟成等を目的とした講義を実施します。



平成28年度消防大学校教育訓練計画

区分	学科等の名称	目的	期数回数	定員(名)		入寮期間 (平成27年4月～ 平成28年3月)	教育 日数 (日)	入寮 日数 (日)	
					女性枠*				
総合教育	幹部科	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、消防の上級幹部たるに相応しい人材を養成する。	45	72	○	6/14～7/29	32	46	
			46	66	○	8/22～10/7	32	47	
			47	84	○	10/17～12/2	32	47	
			48	84	○	1/10～2/23	32	45	
	上級幹部科	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、現に消防の上級幹部である者の資質を向上させる。	80	54	○	1/11～1/27	12	17	
	新任消防長・学校長科	新任の消防長・消防学校長に対し、その職に必要な知識及び能力を総合的に修得させる。	20	60	△	4/12～4/22	9	11	
			21	60	△	5/10～5/20	9	11	
消防団長科	消防団の上級幹部に対し、その職に必要な知識及び能力を総合的に修得させる。	69	36	△	8/22～8/26	5	5		
		70	36	△	12/5～12/9	5	5		
専科教育	警防科	警防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、警防業務の教育指導者等としての資質を向上させる。	99	60	○	6/8～7/27	34	50	
			100	60	○	10/19～12/8	34	51	
	救助科	救助業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、救助業務の教育指導者等としての資質を向上させる。	73	60	○	4/11～6/2	34	53	
			74	60	○	8/23～10/13	34	52	
	救急科	救急隊長等に対し、高度の知識及び能力を総合的に修得させ、救急業務の指導者等としての資質を向上させる(指導救命士養成教育を含む)。	78	42	○	9/6～10/7	21	32	
	予防科	予防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、予防業務の教育指導者等としての資質を向上させる。	100	48	○	8/23～10/13	34	52	
			101	48	○	1/16～3/3	34	47	
	危険物科	危険物保安業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、危険物保安業務の教育指導者等としての資質を向上させる。	11	36	△	6/22～7/22	21	31	
	火災調査科	火災調査業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、火災調査業務の教育指導者等としての資質を向上させる。	31	48	△	6/8～7/27	34	50	
			32	48	△	10/19～12/8	34	51	
新任教官科	新任の消防学校教育訓練担当職員等に対し、その職に必要な知識及び能力を専門的に修得させる。	10	96	△	3/7～3/17	9	11		
実務講習	緊急消防援助隊教育科	指揮隊長コース	15	48	△	4/11～4/21	9	11	
			16	48	△	5/9～5/19	9	11	
		高度救助・特別高度救助コース	6	66	△	2/20～3/3	10	12	
		NBCコース	6	66	△	2/27～3/17	15	19	
	航空隊長コース	消防・防災航空隊の隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。	16	84	△	2/2～2/15	10	14	
	危機管理・防災教育科	危機管理・国民保護コース	地方公共団体の危機管理・防災実務管理者・国民保護担当者等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。	6	96	○	6/2～6/8	5	7
		自主防災組織の育成担当者等に対し、その業務に必要な高度な知識及び能力を修得させる。	12	72	○	5/23～5/27	5	5	
		自主防災組織の育成業務に携わる担当職員に対し、その業務に必要な基礎的知識及び能力を修得させる。	3, 4	128	○	10月, 11月	2	△	
消防団の業務、教育訓練に携わる者に対し、その業務に必要な実務的な知識及び能力を修得させる。		2	96	○	12/12～12/16	5	5		
女性消防吏員活躍推進講習会	女性消防吏員の幹部候補生に対し、キャリア形成を支援し、職域拡大等を目的とした知識及び能力を修得させる。	1	48	△	12/15～12/21	5	7		

※女性消防吏員枠として、優先的に女性の入校を推進する。

問い合わせ先

消防大学校教務部 久富
TEL: 0422-46-1712



最近の報道発表 (平成27年10月27日～平成27年11月25日)

<総務課>

27.11.3	平成27年秋の叙勲 (消防関係)	平成27年秋の叙勲 (消防関係) 受章者は、574名で勲章別内訳は次のとおりです。 ・瑞宝小綬章 18名 ・旭日双光章 3名 ・瑞宝双光章 44名 ・瑞宝単光章 509名
27.11.2	平成27年秋の褒章 (消防関係)	平成27年秋の褒章 (消防関係) 受章者は、94名で褒章別内訳は次のとおりです。 ・紅綬褒章 2名 ・黄綬褒章 6名 ・藍綬褒章 86名

<予防課>

27.11.25	パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件 (案) に対する意見募集	消防庁は、パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件 (案) の内容について、平成27年11月26日から平成27年12月25日までの間、意見を募集します。
27.11.13	パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件 (案) 等に対する意見募集	消防庁は、パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件 (案) 等の内容について、平成27年11月14日から平成27年12月14日までの間、意見を募集します。
27.11.13	対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令 (案) に対する意見募集の結果及び省令の公布	消防庁では、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令 (案)」の内容について、国民の皆様から広く意見を募集し、いただいた御意見に対する考え方を取りまとめました。また、意見募集の結果等を踏まえて検討し、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」を公布しました。
27.11.6	平成27年1月～6月の製品火災に関する調査結果	消防庁では、消費者の安心・安全を確保するため、火災を起こす危険な製品の流通防止を目的として、平成27年1月～6月に発生した自動車等、電気用品及び燃焼機器に係る火災のうち、9月30日までに消防機関から調査結果の報告があったものについて、発生件数や「製品の不具合により発生したと判断された火災」の製品情報等を取りまとめました。
27.11.6	平成27年秋季全国火災予防運動の実施	平成27年11月9日 (月) から11月15日 (日) まで「平成27年秋季全国火災予防運動」が実施されました。

<危険物保安室>

27.10.30	危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令 (案) に対する意見募集	消防庁は、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令 (案) の内容について、平成27年10月31日から平成27年12月1日までの間、意見を募集します。
----------	-------------------------------------	---

<防災課>

27.11.17	地方公共団体における災害対策機能の維持に係る非常用電源の確保に関する緊急調査結果	消防庁では、「平成27年9月関東・東北豪雨」及び「台風第21号」の影響により、停電が発生したため、地方公共団体の災害対策機能に支障が生じた事例がみられたことから、都道府県及び市町村において、災害対策本部が設置される庁舎等における非常用電源の確保状況等について緊急調査を実施しました。この度、都道府県及び市町村における平成27年10月1日現在の非常用電源の確保状況等について、取りまとめましたので公表します。
----------	--	---

<国民保護室>

27.10.30	津波防災の日 (11月5日) に緊急地震速報の訓練を行います ～訓練参加機関等をお知らせします～	津波防災の日 (11月5日 (木)) に実施した緊急地震速報の訓練に参加した機関等について取りまとめましたのでお知らせします。
----------	---	---

<国民保護室、国民保護運用室>

27.11.19	全国瞬時警報システム (Jアラート) 全国一斉情報伝達訓練の実施	人工衛星を用いて瞬時に緊急情報を伝達する全国瞬時警報システム (通称: Jアラート) に関し、緊急時における住民への迅速かつ確実な情報伝達に資するよう、内閣官房、消防庁及び地方公共団体が連携して、全国一斉に情報伝達訓練を実施しました。
----------	----------------------------------	---

<地域防災室>

27.11.24	「消防団を中核とした地域防災力充実強化大会in広島2015」の開催	消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図るとともに、地域住民や自主防災組織をはじめ、教育、医療・福祉関係者等を含めた各界各層の連携を深めることを目的として、広島県において「みんなで減災! キーパーソンはあなたです」をスローガンとして「消防団を中核とした地域防災力充実強化大会in広島2015」を開催しました。
----------	-----------------------------------	---



最近の通知 (平成27年10月27日～平成27年11月25日)

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
事務連絡	平成27年11月13日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・政令指定都市消防本部	消防庁予防課	火災予防条例(例)の一部改正に係る参考資料の送付について
消防予第458号	平成27年11月13日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・政令指定都市消防長	消防庁予防課長	「電気を熱源とする調理用機器とグリスフィルターの離隔距離について」の一部改正について(通知)
消防予第456号	平成27年11月13日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の公布等について(通知)
消防災第131号	平成27年11月13日	関係都道府県消防防災主管部長	消防庁防災課長	降積雪期における防災態勢の強化等について(通知)
中消防第16号	平成27年11月13日	関係都道府県防災会議会長	中央防災会議会長 (内閣総理大臣) 安倍晋三	降積雪期における防災態勢の強化等について
消防予第457号	平成27年11月12日	各都道府県知事 各政令指定都市市長	消防庁長官	住宅用火災警報器設置対策基本方針の改正について
事務連絡	平成27年11月6日	各都道府県消防防災主管課	消防庁消防・救急課	「女性消防吏員の活躍推進に向けた取組」ホームページの開設について

広報テーマ

12 月		1 月	
① 消防自動車等の緊急通行時の安全確保に対する協力の促進	消防・救急課	① 文化財防火デー	予防課
② セルフスタンドにおける安全な給油について	危険物保安室	② 1月17日は「防災とボランティアの日」	地域防災室
③ 雪害に対する備え	防災課	③ 消火栓の付近での駐車禁止	消防・救急課
④ 地震発生時の出火防止	防災課	④ 消防団員の入団促進	地域防災室
⑤ ストーブ火災の注意喚起	予防課		



消防自動車や救急自動車の緊急通行に対する ご理解とご協力をお願いします



消防・救急課

自動車やバイクの運転中に緊急自動車が近づいてきたら？

自動車やバイクを運転中に、サイレンを鳴らし赤色の警光灯を点灯した消防自動車や救急自動車が近づいて来たら、進路をスムーズに譲ることができますか？

消防自動車や救急自動車などの緊急自動車は、消火活動や傷病者の搬送など、緊急性の高い用務を行うことから、一刻も早く災害現場や医療機関に到着する必要があ

ります。そのため、道路交通法においては、道路の右側部分に車体の全部又は一部をはみ出して通行することや赤信号の交差点に進入できることなどの特例が認められていますが、緊急自動車がより安全に通行するためには、一般車両の協力が必要不可欠です。

自動車などの運転中に緊急自動車が接近してきた場合は、進路を譲っていただき、スムーズな緊急通行ができるようご協力をお願いします。



道路交通法では、緊急自動車が接近してきた場合の対応が、次のように定められています。

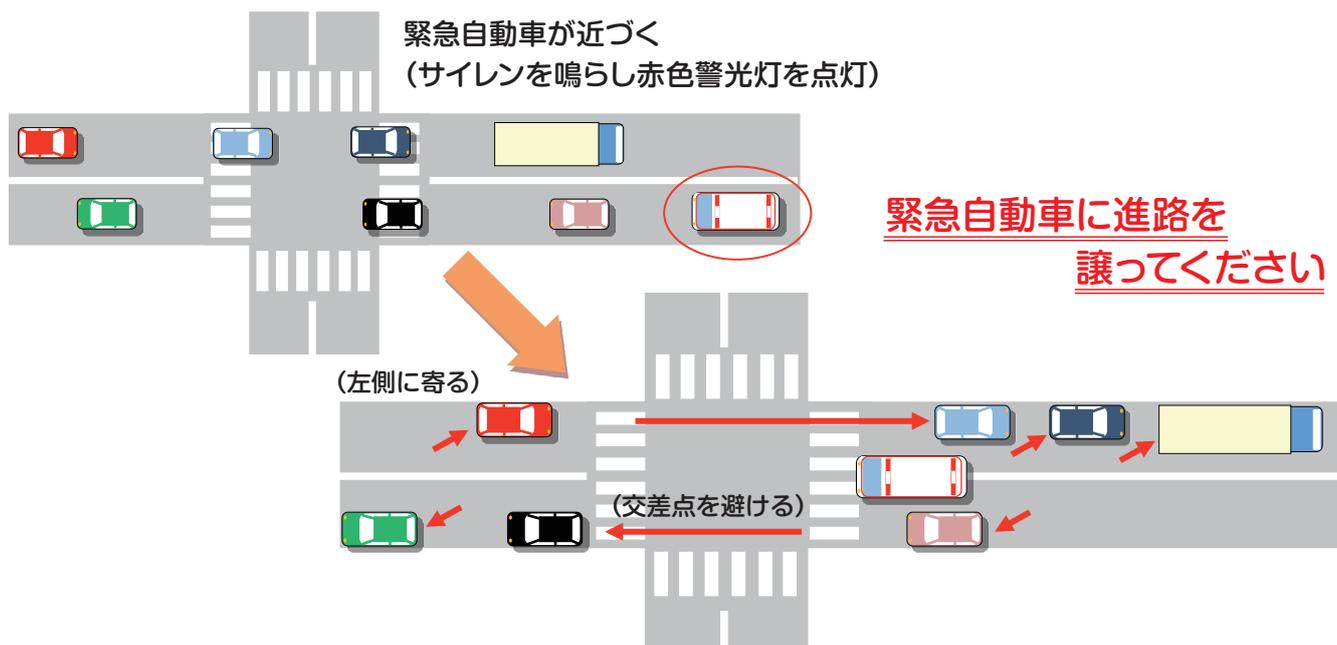


○交差点又はその付近の場合

交差点を避け、かつ、道路の左側（一方通行となっている道路においてその左側に寄ることが緊急自動車の通行を妨げることとなる場合は、道路の右側。）に寄って一時停止しなければならない。

○交差点又はその付近以外の場合

道路の左側に寄って、緊急自動車に進路を譲らなければならない。



問い合わせ先 消防庁消防・救急課 港 TEL: 03-5253-7522



セルフスタンドにおける安全な給油について

危険物保安室

■セルフスタンドの現状

ドライバーが自ら給油を行うセルフサービス方式の給油取扱所（セルフスタンド）は平成10年4月から認められた比較的新しいガソリンスタンドの形態です。それまではドライバーが自ら給油を行うことは認められていませんでしたが、一定の安全対策を講じれば従来のガソリンスタンド（フルサービススタンド）と同等の安全性を確保することができることが確認され、セルフスタンドが認められることとなりました。

近年、ガソリンスタンドの施設数は減少傾向にありますが、これとは対照的にセルフスタンドは増加しています（図1参照）。

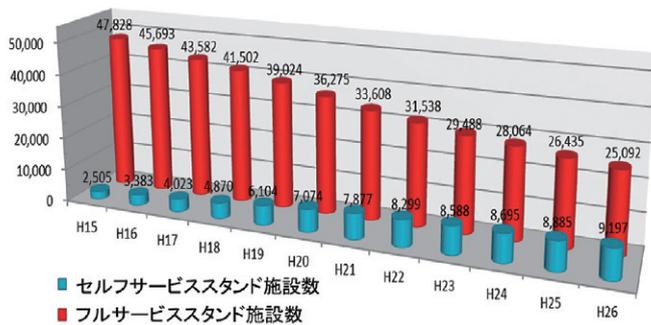


図1 ガソリンスタンドの施設数

■セルフスタンドの安全対策の改正経緯

セルフスタンドにおいて給油中に自動車の給油口付近で静電気が原因と考えられる火災が発生したことを受け、「火気厳禁」「給油中エンジン停止」「ガソリンの容器への注入禁止」など保安上必要な事項を記載する注意書きに「静電気対策に係る事項」を加えるよう、平成13年に各消防本部に通知しました。

また、セルフスタンドの火災発生割合がフルサービススタンドに比べると高いことから、平成19年には危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）を改正し、給油ノズルは、静電気を有効に除去することができる構造とすることや給油中に吹きこぼれたガソリンが顧客に飛散しない措置を講ずること等が規定され、セルフスタンドの設備に関する安全対策を強化しました（表1及び図2参照）。

表1 給油取扱所1万施設あたりの給油中における火災事故発生割合

	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
セルフスタンド	24.0	11.8	7.5	12.3	4.9	9.9	3.8	3.6	5.8	3.5	3.4	2.2
フルサービススタンド	0.2	0.7	0.7	0.7	0.3	0.3	1.2	1.9	0.7	1.1	0.4	1.2

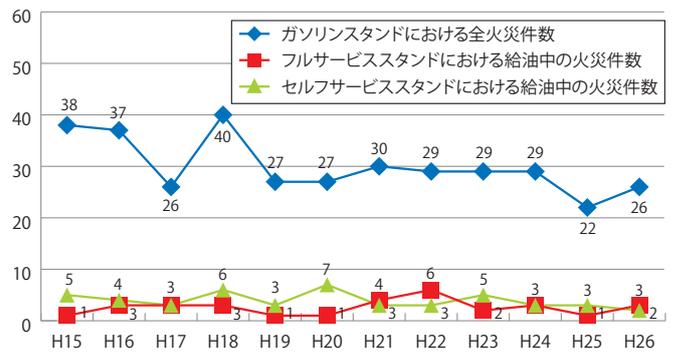


図2 ガソリンスタンドにおける火災件数

■給油中の主な注意事項

セルフスタンドでドライバーが給油する際には、次の点に十分ご注意ください。

- ・静電気除去シートなどにより静電気を十分除去すること。
- ・車に給油する油種を十分に確認すること。
- ・ライター、たばこ等の火気は使用しないこと。
- ・ガソリンの容器への小分けは行わないこと。
- ・自動車又は原動機付自転車以外（例：水上バイク等）への給油は行わないこと。

その他、計量機に表示されている給油方法、注意事項を必ずお読みください（図3参照）。またご不明な点があれば、計量機付近に設置されているインターホンでセルフスタンド従業員へお問い合わせください。

なお、下記の消防庁ホームページに関連情報を掲載していますので、これらを参考に安全に給油するようお願いいたします。

総務省消防庁：セルフ給油に関する注意事項

http://www.fdma.go.jp/html/new/self_atten.pdf

総務省消防庁：ガソリン等危険物の事故防止について

<http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/gasoline/keihatu.html>



図3 計量機の表示例

問い合わせ先

消防庁危険物保安室危険物施設係 金子、横山
TEL: 03-5253-7524



雪害に対する備え

防災課

我が国では毎年、自然災害により多くの尊い人命が失われていますが、大雪となった年には、雪害により多くの方が亡くなっています。特に、平成18年豪雪では、152人に上る多数の方が亡くなりました。また、昨冬期（平成26年11月から平成27年3月）の雪害では、一冬に83人の方が亡くなっています。



ボランティアの協力による除雪作業
(提供：新潟県)

雪害による人的被害の主な要因は、除雪作業中の事故によるものが多いという特徴があり、以下のようなものが挙げられます。

- ・ 除雪作業中の屋根、はしごなど高所からの転落
- ・ 除雪作業中の水路等への転落
- ・ 除雪機の事故（巻き込まれなど）
- ・ 屋根からの落雪
- ・ 除雪作業という重労働による発作

そこで、除雪作業中の事故を防ぐために心がけるべきポイントとして、以下のようなものが挙げられます。

- ・ 2人以上で作業を行う
- ・ はしごは必ず固定する
- ・ 建物の周りに雪を残して雪下ろしを行う
- ・ 低い屋根でも油断しない
- ・ 疲労時は作業しない
- ・ 作業時は携帯電話を持って行く
- ・ 命綱やヘルメットを使用する
- ・ 除雪用具の手入れ、点検をこまめに行う
- ・ 除雪機の雪詰まりの処理はエンジンを切って行う
- ・ 晴れの日は屋根の雪がゆるんでいるので注意する

これらの対策は、「よくある除雪中の事故とその対策」（内閣府、国土交通省）にまとめられています。
(http://www.bousai.go.jp/setsugai/pdf/h2312_004.pdf)

また、ここ数年間では、普段雪が少ない地域で大雪となる事案が発生しており、住家被害や交通障害等が発生しています。

そこで、大雪、暴風雪等が予想される場合の事故等を防ぐために心がけるべきポイントとして、以下のようなものが挙げられます。

(在宅時の安全な過ごし方に関すること)

- ・ 不要不急の外出を避ける
- ・ 懐中電灯、携帯ラジオ、食料、飲料水等の準備
- ・ FF式暖房機（※）の給排気口付近の除雪状況の確認
- ※ 燃焼用空気を室外から給排気筒を通して取り入れ、燃焼により発生した空気を給排気筒を通して室外に出す方式

(車両運転者等に対すること)

- ・ できる限り車両の運転は避ける
- ・ 事前の気象情報、道路情報等の確認
- ・ 車両の点検整備の確実な実施
- ・ 防寒着、長靴、手袋、カイロ、スコップ、牽引ロープ、毛布、飲料水、非常食等の準備
- ・ 道路状況に応じた無理のない運転
- ・ スタッドレスタイヤやタイヤチェーンの早期装着
- ・ 暴風雪の際の早期避難
- ・ 車両の走行不能時の早期の救助依頼、車両内での待機、マフラーの定期的除雪、適切な換気による一酸化炭素中毒の防止
- ・ 立ち往生してやむを得ず車を離れる場合には、ドアをロックせずキーを車内の分かりやすい場所に残すこと

(防災気象情報等の活用)

- ・ 気象情報、注意報及び警報を活用して早めの行動をとる

消防庁では、降積雪期を迎えるに当たり関係都道府県に対して通知を發出し、人命の安全確保を最重点とする雪害対策に万全を期すよう要請し、防災態勢の一層の強化を呼びかけています。

今年もこれから本格的な雪のシーズンを迎えます。雪による事故への備えを怠らず、雪害に強い安心安全なまちづくりを進めていきましょう。

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 吉岡
TEL: 03-5253-7525



地震発生時の出火防止

防災課

地震が発生したときに起こる火災が、地震そのものによる被害を何倍にも大きくすることは過去の事例からも明らかです。平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災での出火原因としては、電気ストーブや配線などの電気関係、ガスストーブやガスコンロなどのガス機器関係、また石油ストーブなどが主なものとして挙げられています。



■初期消火

突然、大きな揺れに襲われたときは、まず自分の身の安全を守ることが大切です。あわてて行動すると、転倒した家具、飛び散ったガラスや陶器の破片で怪我をする恐れがあります。丈夫な机の下に身をかくしたり、家具から離れるなどして自分の身の安全を守り、揺れが収まったらすぐに火の始末をしましょう。揺れている時に無理をして火を消しに行くと、調理器具が落ちてきてやけどをする危険があります。

万が一、周りのものに火が付いてしまっても、初期のうちには消火器などで十分に消すことができます。あわてず速やかに消火するとともに、大声で隣近所に助けを求めすることも大切です。

■電気火災を防ぐ

地震では停電することがありますが、復旧したときに転倒した電気器具が作動して出火に至ったり、電気器具の断線等により通電時に火災を引き起こす可能性があることから、感震ブレーカーや感震コンセントの設置など

も有効です。また、避難などで家を空けるときは、電気のブレーカーを切り、電気器具はコンセントから抜いておきましょう。

なお、ブレーカーを戻す際は、転倒したままの電気器具がないか、ガス漏れがないかなど周囲の安全を確認しましょう。

■ガス漏れを防ぐ

最近、地震による大きな揺れを感知して自動的にガスの供給を遮断するマイコンメーターの設置が進んでいますが、念のため元栓を閉めてガス漏れを防ぎましょう。また、プロパンガスを使っているところでは、ボンベをチェーンで固定するなど転倒防止を行い、普段からの対策に努めましょう。



■石油ストーブの対処

最近の石油ストーブは対震自動消火装置が付いているので危険性は少なくなりましたが、過信は禁物です。必ず火が消えたことを確認しましょう。また、石油ストーブの周りに燃えやすい物を置くことは火災につながりません。普段から使用上の注意を守りましょう。

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課震災対策係
TEL: 03-5253-7525

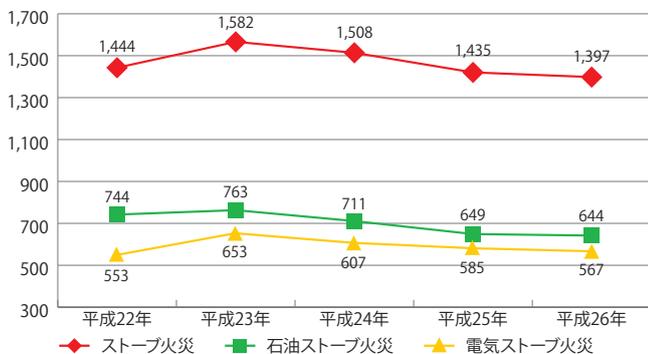


石油ストーブなどの安全な取扱いについて

予防課

本格的な冬の到来に備え、石油ストーブなどの暖房器具の手入れは万全でしょうか。

平成26年中におけるストーブによる火災件数をみると、全国で1,397件発生し、主な内訳は、石油ストーブによるものが644件、電気ストーブによるものが567件となっています。



【参考】過去5年間におけるストーブ火災の推移(単位:件)

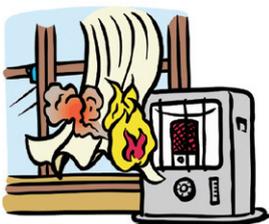
ストーブによる火災の主な出火原因をみると、可燃物の接触・落下、引火・ふく射、使用方法の誤り、消し忘れ、過熱、使用中の給油等が原因となっています。

寒い時期を迎えるにあたり、これからストーブなどの暖房器具を使用する機会が多くなります。火災を発生させないよう、特に次の点に注意するよう心がけましょう。

1 使用にあたっての注意事項

- (1) カーテン等がストーブに接触しないように、離して使用すること。
- (2) ストーブの近くに紙、衣類など燃えやすいものを置かないこと。
- (3) ストーブの周囲や上方に洗濯物を干さないこと。
- (4) ストーブの近くでヘアスプレー等を使用しない、また、近くに放置しないこと。

ストーブのまわりに燃えやすい物がないかの確認を!



ストーブで洗濯物を乾かすのはやめましょう。



2 使用方法

- (1) 取扱説明書をよく読んで、正しい方法で使用するこ
- (2) 石油ストーブに灯油を給油するときは、必ず火を消してから行うこと。
- (3) カートリッジタンク式のもの、給油後、タンクのふたを確実に締めること。

3 点火及び消火の確認

- (1) 点火後は、正常に燃焼していることを確認すること。
- (2) 外出等の際には、必ず完全に消火していることを確認すること。

4 点検・整備

暖房シーズン前には、十分な点検を行い、故障している場合は、販売店等に修理を依頼すること。

5 危険物の保管

- (1) 灯油用の容器は金属製のもの、又はポリエチレン製で安全性に係る推奨マーク若しくは認定証が貼付されているものを使用するとともに、必ず栓をしつかり締めて密閉すること。
- (2) 灯油の保管場所は火気を使う場所から遠ざけるとともに、直射日光を避けた冷暗所とすること。
- (3) 地震時に容器が転倒したり、落下物によって容器が破損したりしないようにすること。

6 機器の安全性の向上

平成21年以降、消費生活用製品安全法により、石油燃焼機器が特定製品に指定され、国の定めた技術基準に適合した旨のPSCマークを表示した上で販売することが義務づけられました。

石油ストーブに求められる主な技術基準は次の3点です。

- **カートリッジタンクの口金の安全強化**
確実に締めたことが音、目視又は感触で確認できること。
- **給油時自動消火**
カートリッジタンクを引き抜くと自動的に消火すること。
- **不完全燃焼防止強化**
使用中に一酸化炭素の濃度が基準以上となった場合、自動的に消火すること。

問い合わせ先

消防庁予防課 齋藤、竹葉
TEL: 03-5253-7523

THUNDERBIRDS サンダーバード ARE GO

NHK総合にて
毎週土曜午後5:35放送中



インターナショナル・レスキューからの緊急要請!

消防団員募集

一般的に18歳以上で、その市町村に居住しているか、または勤務している人であれば入団できますので、ぜひ入団してください。募集の手続き等については、各市町村ごとに定められていますので、市役所・町村役場、または最寄りの消防署にお問い合わせください。

 消防庁
Fire and Disaster Management Agency

消防団

検索

お問い合わせ先・電話番号

消防の動き 2015年12月1日発行第536号(毎月1回発行) 編集発行/消防庁総務課(Fire and Disaster Management Agency) 住所/〒100-8927 東京都千代田区霞が関2-1-2 電話03(5253)7521 FAX03(5253)7531

消防庁ホームページ <http://www.fdma.go.jp>